

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（<u>第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。</u>）を行う者、児童福祉施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童指導員（<u>児童の生活指導を行う者</u>をいう。以下同じ。）及び保育士 次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、アからウまでに</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（<u>以下「障害福祉サービス」という。</u>）を行う者、児童福祉施設を運営する者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 児童指導員（<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）第57条に規定する児童指導員</u>をいう。</p>

定める数

ア～ウ [略]

(3)～(5) [略]

2～6 [略]

(指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第67条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ [略]

(2) [略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

以下同じ。)及び保育士 次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、アからウまでに定める数

ア～ウ [略]

(3)～(5) [略]

2～6 [略]

(指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第67条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者その他規則で定める者であって2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下この条において「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ [略]

(2) [略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3・4 [略]

5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 [略]

(通所利用者負担額の受領)

第71条 [略]

3・4 [略]

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 [略]

(通所利用者負担額の受領)

第71条 [略]

(情報の提供等)

第71条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスに係る次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第72条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第71条」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第72条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第55条の6から第55条の8まで、第66条及び第71条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

附 則

1 [略]

2・3 [略]

(準用)

第72条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで(第27条第3項を除く。)、第33条、第35条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第71条」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第72条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条(第3項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第55条の6から第55条の8まで、第66条、第71条(第1項を除く。)及び第71条の2の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

附 則

(施行期日)

1 [略]

(経過措置)

2・3 [略]

4 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第6号)附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者に係る第72条の2の規定の適用については、平成30年3月31日までの間は、同条中「省令」とあるのは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第6号)による改正前の省令」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けている者が指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、この条例による改正後の指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第67条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。